

長野県医学生修学資金貸与者の配置等に関する基本方針

平成25年3月31日付け24医確第124号健康福祉部長通知

長野県医学生修学資金貸与規程((昭和50年長野県告示第108号)、以下「規程」という。)により長野県医学生修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与を受けた者(以下「貸与者」という。)を、県内の医療機関等に配置を行うため、次のとおり基本方針(以下「本基本方針」という。)を定める。

第1 基本理念

- 1 本基本方針により、県内の医療機関等に貸与者を配置することにより、医師の確保及び医師が不足している地域の解消を目的とする。
- 2 長野県知事(以下「知事」という。)は、地域医療で活躍が期待される「総合医・家庭医」の養成に努めるとともに、中核病院等に勤務する「専門医」の養成に配慮するよう努める。
- 3 知事は、貸与者に対し、医師としてのキャリア形成の支援に努める。

第2 用語

本基本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

- (1) センター
信州医師確保総合支援センター
- (2) 義務年限期間
登録医師が、修学資金の返還及び利息の支払い債務を免除されるため勤務しなければならない期間
- (3) 登録医師
信州医師確保総合支援センターに登録した義務年限期間中の医師
- (4) 臨床研修
医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修
- (5) 専門研修(後期)
規程第2条5号に規定する専門性に関する研修
- (6) 研修先
登録医師が、臨床研修及び専門研修(後期)を受ける医療機関
- (7) 勤務先
登録医師が、臨床研修及び専門研修(後期)以外に勤務する医療機関等
- (8) 一般内科・一般外科
内科・外科において、特定の領域に限らず、勤務先の状況に応じた幅広い診療を行う業務

第3 登録

貸与者は、医師法(昭和23年法律第201号)第10条第1項に規定する医師国家試験に合格し、医師免許(医師登録)取得時にセンターに登録する。

第4 配置方針の作成

- 1 知事は、毎年度、配置方針を作成する。
- 2 配置方針の作成に当たっては、長野県地域医療対策協議会（信州医師確保総合支援センター運営委員会）の意見を聞く。

第5 身分

登録医師の身分は研修先又は勤務先に所属し、給与や勤務条件等は他の研修医又は勤務医と同じ扱いとする。

第6 義務年限期間

義務年限期間は、規程第14条第1項第1号の規定により、修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間とする。

第7 臨床研修

- 1 臨床研修先は、長野県内の臨床研修指定病院とする。
- 2 臨床研修の期間は2年とし、規程第14条1項第1号の規定により、義務年限内とする。
- 3 臨床研修先については、知事は、原則として、医師臨床研修マッチング協議会が実施する医師臨床研修マッチングの手続きにより仮契約した臨床研修指定病院を指定する。
- 4 知事は、臨床研修先に対し、登録医師が貸与者であることを通知する。
- 5 知事は、臨床研修先に対し、登録医師の研修の状況等について報告を求めることができる。

第8 専門研修（後期）

- 1 登録医師は、専門的な医学知識、技術及び態度を習得するため、専門研修（後期）を受けることができる。
- 2 専門研修（後期）先は、原則として、長野県内の医療機関とする。
- 3 専門研修（後期）の期間は3年を限度とし、規程第14条第1項第1号の規定により、義務年限内とする。
- 4 専門研修（後期）の内容については、知事は、原則として、登録医師の希望を尊重することとするが、将来、医師不足の医療機関に勤務することを考慮し、内容を審査した上で、指定する。
- 5 知事は、専門研修（後期）先に対し、指定に当たり、研修内容に要件を課すことができる。
- 6 知事は、専門研修（後期）の内容により、特に必要と認める場合には、3年を限度に長野県外の医療機関での研修を認める。なお、この場合には、規程第14条第1項第1号の規定により、義務年限期間に含めない。
- 7 知事は、専門研修（後期）先に対し、登録医師が貸与者であることを通知する。
- 8 知事は、専門研修（後期）先に対し、登録医師の研修の状況等について報告を求めることができる。

第9 勤務

- 1 知事が指定する勤務先は、規程第2条の規定により、次に掲げる県内の医療機関とする。
 - (1) へき地保健医療対策等実施要綱(平成13年5月16日付け厚生労働省医政発第529号厚生労働省医政局長通知)に規定するへき地診療所又はへき地医療拠点病院
 - (2) 地域保健法(昭和22年法律第101号)に基づく保健所
 - (3) 長野県立総合リハビリテーションセンター条例(昭和49年長野県条例第31号)に基づく長野県立総合リハビリテーションセンター
 - (4) 地方独立行政法人長野県立病院機構、市町村、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する地方公共団体の組合、日本赤十字社又は長野県厚生農業協同組合連合会が設置した病院
- 2 知事は、本人の希望及び地域における医療の現状を踏まえ、勤務先を指定する。

第10 勤務先の業務

- 1 勤務先における業務は、総合診療、一般内科、一般外科、救急とする。
- 2 1に規定する以外の業務についても、すべての診療科において医師不足であり、医師の養成・配置が必要であるとの認識に立ち、地域の医療ニーズ、指定勤務先の医師の状況、「信州保健医療総合計画」(第6次長野県保健医療計画)の進捗状況などを考慮して、一定程度の従事を認める。なお、医師不足が特に著しい診療科(産婦人科)については弾力的に運用する。

第11 中核病院・医師不足病院

- 1 知事は、勤務先を、地域や医療機関の医師不足の状況、地域の医療ニーズへの対応、第6次長野県保健医療計画に基づく医療提供体制の整備などの観点から、中核病院と医師不足病院とに分類する。
- 2 中核病院・医師不足病院は、毎年度、配置方針で定める。
- 3 原則として、登録医師全員が医師不足病院に勤務する。
- 4 中核病院勤務時には、専門研修(後期)で習得した能力の継続に配慮する。

第12 勤務先の責務等

- 1 勤務先は、配置された登録医師のキャリアアップに留意し、勤務条件や勤務環境の整備や改善に努める。
- 2 勤務先は、他の医療機関への診療支援や登録医師の専門性の維持など必要と認める場合には、知事と協議の上、配置された登録医師を勤務先以外に勤務させることができる。
- 3 勤務先は、知事に対し、登録医師の勤務状況等について報告する。

第13 登録医師等からの希望の聴取

- 1 知事は、毎年度、新たに登録する予定の医師及び登録医師に対して、研修先及び勤務先の希望を聴取する。
- 2 知事は、毎年度、県内の公立・公的医療機関から登録医師の指定に関する希望を聴取する。

第14 ワークライフバランスへの配慮

知事、研修先及び勤務先は、登録医師の出産、子育て、介護などワークライフバランスに配慮する。

第15 義務年限期間終了後の取扱い

- 1 知事は、登録医師が、義務年限期間終了後、引き続き県内の地域医療を担うことが期待されていることから、義務年限期間終了後においても医療情報の提供等に努める。
- 2 知事は、義務年限期間を終了した医師が県内医療機関への勤務を希望する場合は、就業先等の相談に応ずる。

第16 本基本方針に関する業務

本基本方針に関する次の業務は、センターが所掌する。

- 1 登録業務
- 2 配置方針の作成
- 3 登録医師の研修先・勤務先に関する希望の聴取
- 4 公立・公的医療機関からの登録医師の指定に関する希望の聴取
- 5 勤務先及び研修先との勤務条件等の調整
- 6 登録医師の研修先及び勤務先の指定（案）の作成
- 7 研修先及び勤務先の指定の通知等
- 8 義務年限期間中の登録医師の研修・勤務状況の把握・フォロー
- 9 貸与者のキャリア形成支援
- 10 総合医及び専門医の養成支援
- 11 義務年限期間終了後の登録医師への情報提供及び就業先等の相談
- 12 その他配置等に関する事務

第17 その他

- 1 本基本方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- 2 本基本方針は、概ね3年後を目途に見直すものとする。

第18 附則

- 1 本基本方針は、平成25年4月1日から効力を発する。
- 2 第10については、平成25年4月1日以降に臨床研修を受ける登録医師を対象とする。
- 3 知事は、平成25年4月1日より前に臨床研修の受講を開始した登録医師についても、勤務先の業務については、第10に配慮するものとする。